

(運営規程別紙)

「介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業」
料金表

令和7年9月1日

【基本サービス】(7級地 1単位=10.21円)

介護度	利用頻度	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・2	週1回程度の利用	1,200円/月	2,401円/月	3,602円/月
要支援1・2 (日割)	週1回程度の利用	39円/日	79円/日	119円/日
要支援1・2	週2回程度の利用	2,398円/月	4,796円/月	7,194円/月
要支援1・2 (日割)	週2回程度の利用	78円/日	157円/日	235円/日
要支援2	週3回程度の利用	3,805円/月	7,610円/月	11,415円/月
要支援2 (日割)	週3回程度の利用	125円/日	251円/日	376円/日

【加算サービス】

サービス 内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算(注:1)	200単位	2,042円	204円	408円	612円

※上記の加算の適用は利用者への提供サービスの内容や事業所の体制等によって異なりますので、加算をつける場合には 原資を提供するものです。事前に説明させていただきます。

介護職員処遇改善加算区分(Ⅰ)	所定単位数に24.5%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算区分(Ⅱ)	所定単位数に22.4%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算区分(Ⅲ)	所定単位数に18.2%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算区分(Ⅳ)	所定単位数に14.5%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

※特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅴ)…厚生労働大臣が定める基準を満たし適合している訪問介護事業所において特定事業所加算を取得した場合は上記金額に20%～3%が加算されます。またその際は書面にて加算取得のお知らせを致します。

※条件を満たせば介護職員処遇改善加算と特定事業所加算の両方が加算されます。

・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計(処遇改善加算・特定事業所加算を含む)に地域区分単価(10.21)を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。

本書面により、事業所から説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者（氏名）

印

代理人または立会人等 （氏名）

印